

## 第31回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年1月29日(水) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白川英之

2番 永洞忠志

3番 梅原順一

4番 小田原憲一

5番 熊谷唯志

6番 小椋守

7番 穴吹栄

8番 百々英夫

10番 白川俊明

11番 片島道夫

12番 押切裕子

13番 鈴木誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上田 幸作

農政係長 酒井 美和子

農地係長 中山 正教

5. 議事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

日程第 7 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 9 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 10 議案第 4 号 平成 26 年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製について

日程第 11 次回総会日程（予定）について

事務局長

第31回総会の開会に先立ち御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議長

おはようございます。

年が明けて初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年の今頃は、かなりの降雪量があったと記憶しておりますが、今年は雪も少なく穏やかな幕開けという気がする一方で、冷え込みの方は大変厳しい日が続いており、それだけ草地の凍結も深くなっているのではないかと懸念しております。

昨年は、世界的にも大きな災害等が多く発生した年でしたから、なんとか今年は穏やかで、我々農業者にとってもよい年であることを願いたいと思います。

そのような中、安倍内閣にとって2回目の通常国会が開会し、それぞれ論戦が繰り広げられているところですけれども、先般農業委員会の研修会がそれぞれ札幌と釧路でありますと、私と職務代理、酒井係長、局長とそれぞれ研修会に参加してまいりました。多くは農業委員会に関する26年度の政策と予算についての説明が農業会議からなされました。特に、新たに設置する農地中間管理機構についての説明でしたけれども、これは都道府県にそれぞれ配置され、事務作業については各市町村に委託されるということで、北海道においては農業公社に代わって中間管理機構が機能するような運びだというふうに伺ってまいりました。

そのような中で、せっかく軌道に乗ってきた規模拡大交付金なるものが、残念ながら25年度をもって打ち切られるということで、我々にとって貴重な農地の流動化、集約に大きな役割を果たした交付金が消えてしまうというのは非常に残念なことです。

その一方で、機構集積協力交付金というものが拡大されてくるのですけれども、中身を聞いてみると、これを受けるためのハードルがかなり高く、我々が恒常的に受けるようにはなっていかないのかなという気がしております。その地域内の集積が町内全体の2割を超えないければ交付されないと、そういった規定があるものですから、どう考えて見ても、これだけ多くの農地が移動するということは考えにくいということで、これらの交付金もかなり厳しい状況になるということです。

詳しい中身については、今後それぞれ要項等が示されるのだろうと思いますけれども、いずれにしましても、この事務はそれぞれの市町村に下ろされ、農業委員会に事務委託されると予想しますけれども、複雑な農地の集約業務が加わってくるというようなことですから、大変な作業になってくると思いますので、今後どうなっていくか注視してまいりたいと思います。

いずれにしましても、我々に残された任期はあと半年です。それぞれ身近な課

題について、できるだけ多く解決し、残された期間を頑張ってまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひ申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を議題とします。

本日の議事録署名委員は、3番梅原委員、4番小田原委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第5 会務の報告議題とします。事務局より申し上げます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 会務報告が終わりましたが、本日の議案関係以外で質疑があれば、これを受けてます。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑がないようなので、これで、会務報告を終わります。

日程第6 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、合意による解約をしてはならない。ただし、その解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされて

おります。

本案は以上の規定に該当するものであります、整理番号1は、羨古丹〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、〇〇氏が後継者への経営移譲を進めるにあたり、〇〇氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により〇月〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

次に、整理番号2は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、整理番号1と同様に、〇〇氏が後継者への経営移譲を進めるにあたり、〇〇氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

次に、整理番号3は、浜中西2線〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、茶内西4線〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、〇月〇〇日に、〇〇氏より、土地の処分にあたり売買によるあっせんの申出をしたいので、〇〇氏との賃貸借契約を解除する旨の報告があったもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

次に、整理番号4は、浜中西2線〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、解約の理由、契約期間、土地引き渡しの時期については整理番号3と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、本案について御報告申し上げましたので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局から提案理由の説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号1について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。
	日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならぬ。」とされております。

本案は使用貸借権の設定2件、賃貸借権の設定1件による合計3件の届出であります、いずれも後継者へ経営移譲するための許可申請であります。

整理番号1は、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇m<sup>2</sup>に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号2は、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇m<sup>2</sup>に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。

整理番号3は、羨古丹〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇m<sup>2</sup>に係るもので、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇氏へ農用地を賃貸借しようとするものであります。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
ここで、それぞれの地区担当委員より補足説明を受けたいと思います。  
整理番号1と3について、3番梅原委員お願いします。

梅原委員 (補足説明あるも省略)

議長 次に、整理番号2について、11番片島委員お願いします。

梅原委員 (補足説明あるも省略)

議長 担当地区の委員より補足説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。	
事務局長	議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、「農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整

に努めるものとする。」とされております。

本案は2件の申出でありますが、整理番号1は、浜中西2線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、本人所有の茶内西3線〇〇〇番ほか〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>について、所有権移転による権利設定の申出があつたものであります。

整理番号2は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏より、本人所有の姉別南〇〇番ほか〇〇筆、〇〇万〇〇〇m<sup>2</sup>について、所有権移転による権利設定の申出があつたものであります。

つきましては、以上の調整に係る調整委員の指名について御提案申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 お諮りします。 本案の調整委員につきましては、従来どおり議長からの指名ということでおろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議がないようなので、議長より指名することといたします。 整理番号1については、農地部会にお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1の調整委員は、農地部会に決定いたしました。 次に、整理番号2の調整委員ですが、こちらも農地部会にお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2の調整委員は、農地部会に決定いたしました。
事務局長	日程第9 議案第3号農用地利用集積計画の作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

次に、整理番号3は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇〇〇m<sup>2</sup>に係るもので、借受人である、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に賃貸借権の移転を行おうとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号 2 の質疑を行います。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

		次に、整理番号3の質疑を行います。
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	日程第10 議案第4号平成26年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。	
事務局長	議案第4号平成26年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業委員会等に関する法律第10条第1項では、「市町村の農業委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基づき、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。」とされております。 この選挙人名簿の調製とは、毎年12月に町の選挙管理委員会より、各農業者	

へ送付された農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出を受け、農業委員会が選挙資格の有無を審査し、意見を付して1月31日までに選挙管理委員会に送付するものであり、選挙管理委員会はその後、2月20日までに選挙人名簿を調製し、2月23日から15日間縦覧に供し、3月31日に名簿を確定させ、確定された名簿は、翌年の3月30日までに据え置かれることになっております。

また、選挙資格の有無を判断する要件としましては、1点目として農業委員会の区域内に住所があること、2点目として年齢が20歳以上であることで、以上の2点は必須条件であり、次の3点目に掲げる農業の従事状況については、次の三つの内、いずれかに該当すればよいとされております。

その一つ目としては、①30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者、二つ目として、①と同居する親族またはその配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従事する者、三つ目として、30アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間概ね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者とされております。

次に、お手元に配布の選挙人名簿登載申請書一覧表について御説明申し上げます。

議案提案時における選挙人名簿登載者数の状況でありますと、新たに登載されようとする者は20名で、前年登載され、本年登載されない者は24名、内訳といたしましては、耕作日数が足りない者6名、離農2件3名、死亡7名、入院、転出等により同居しなくなった者8名で、この結果、本年登載されようとする者の総数は699名となります。

なお、地区別有権者数一覧表は、地区ごとの世帯数、有権者数の状況を示しておりますが、選挙人名簿の審査にあたっては、番号1から順次確認願いたいと思います。

以上、提案の理由を申し上げましたが、関係書類につきましては、1月31日までに選挙管理委員会に送付することになっておりますので、よろしく御審議くださいるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、地区ごとに確認をしていきますので、担当地区の委員は、質疑がございましたら、その都度お願ひいたします。

まず、茶内地区から確認いたします。

11番片島委員。

片島委員 ○○○○さんは営農を中止しており、○○○○さんは法人を退職しておりますので、名簿から外してよろしいかと思います。

議長 次に、茶内第一地区ありませんか。



小田原委員	○○○○さんは、就職しておりますので外してください。
議長	それぞれの地区の確認が終わりました。 ただいま確認された事項を踏まえ新たに名簿を調製し、浜中町選挙管理委員会に送付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、ただ今確認された事項を追加し、新たに調製した名簿を選挙管理委員会に提出することといたします。
	次に、日程第11 次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。
事務局長	次回総会日程については、2月24日、月曜日を提案いたします。
議長	事務局から提案がありましたが、2月24日、月曜日、午前10時からの開会でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議がないようなので、次回総会日程については、2月24日、月曜日、午前10時からの開会ということで決定いたしました。
	以上で、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 これで、第31回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 3番 梅原順一

浜中町農業委員会 4番 小田原憲一

## 農地法第3条調査書

調査日：平成26年 1月20日

第31回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅原委員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引き続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成26年 1月20日

第31回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号2 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	片島委員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引き続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成26年 1月20日

第31回浜中町農業委員会総会  
議案第1号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅原委員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約○○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

### 第31回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

### 第31回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○○○○ ○○○○○○○○○○○○	譲渡人	○○○○○○○ ○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			する	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

### 第31回浜中町農業委員会総会 議案第3号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判 断 の 理 由			適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—	
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—	